

平成27年3月 策定
平成28年3月 改訂
令和元年5月 改訂
令和3年4月 改訂

青森市通学路交通安全・防犯プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年4月 改訂

青森市教育委員会

1 プログラムの目的

本市では、通学路の安全対策については、各小・中学校において、地域の町会等（以下「地域」）の状況に合わせ、それぞれが危険箇所の点検や対策、市教育委員会を通した関係機関への依頼などに取り組んできました。

しかしながら、近年、全国各地で登下校中の児童生徒の事故が発生しており、特に平成24年には死傷者が相次いで発生したことから、児童生徒の安全確保に向け、「青森市通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携した合同点検及び点検後の対策、ならびに積雪期の通学路の安全確保に係る取組を実施することいたしました。

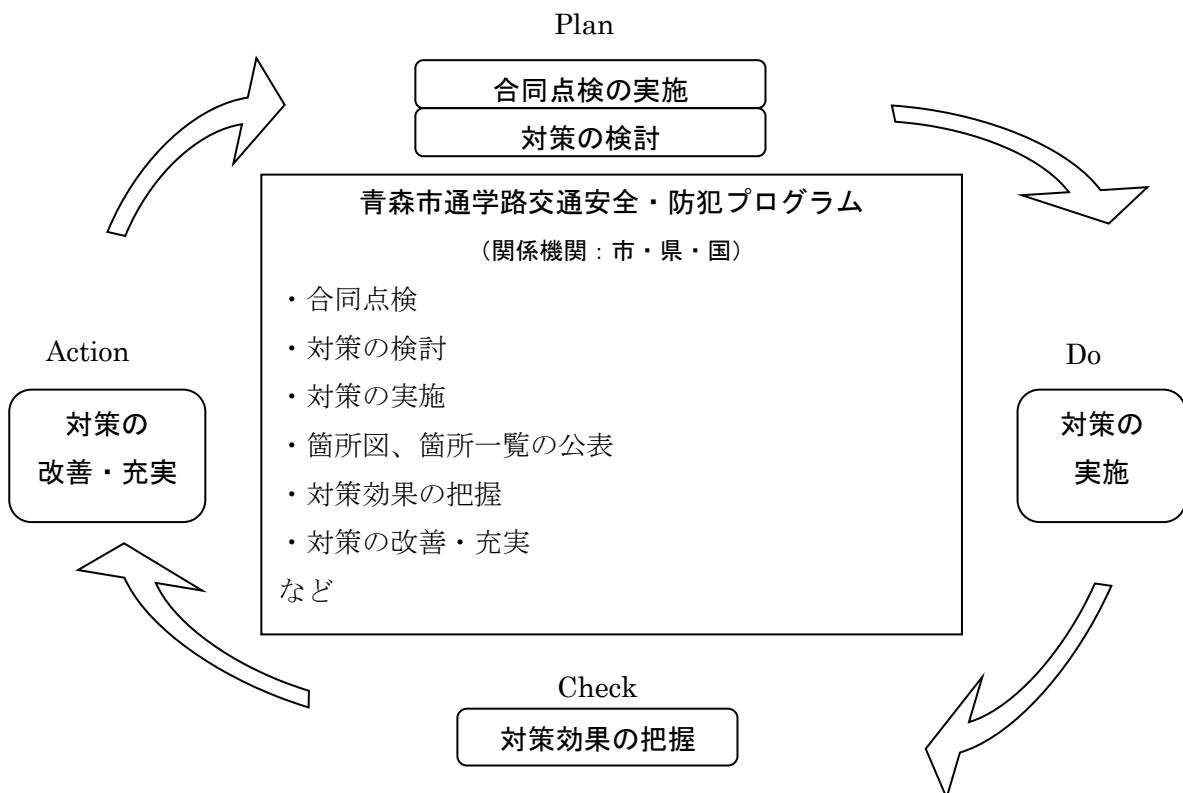
また、平成30年には、下校中の児童が殺害される事件が発生したことを受け、国において登下校時における子どもの安全対策として「登下校防犯プラン」がとりまとめられ、通学路の防犯の観点による合同点検の実施及び危険箇所に関する情報共有をすることにより、関係者間の連携を実質的に深め、防犯環境整備の充実等に向けた取組を推進することとなりました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関による連携のもと、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

2 取組方針

「青森市通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、関係機関による合同点検の実施や点検結果に基づく関係機関との協議、それに基づく必要な対策の実施、さらには対策実施後の効果検証をP D C Aサイクルで実施します。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



3 合同点検の実施

(1) 通学路の設定【実施主体：各小・中学校】(4月上旬)

学校においては、地域の実情を十分に踏まえ、保護者や地域、関係機関（警察・道路管理者）等と連携を図り、可能な限り児童生徒の安全を考慮して通学路を設定し、市教育委員会に報告します。（様式1「主な通学路の報告書」）

市教育委員会は、各学校の通学路について、道路管理者及び警察に伝達します。

(2) 学校による安全点検【実施主体：各小・中学校】(4月～5月上旬)

学校においては、保護者、地域が連携し、防犯対策が必要な箇所も含め通学路の安全点検を毎年定期的に実施し、危険箇所を把握します。その際、積雪期の状況を想定し、冬期間に危険となると考えられる箇所についても把握します。点検の結果、対策が必要な箇所があれば、学校が市教育委員会に依頼書を提出します。（様式2「依頼書」）

(3) 合同点検実施箇所の選定【実施主体：通学路安全推進会議】(6月)

合同点検は、学校や地域からの要望に基づき、安全性の確保が必要と求められる箇所に対して実施することとします。学校から市教育委員会に依頼書が提出された危険箇所のうち、市教育委員会・学校、道路管理者、警察、市の担当部署の四者による合同点検と対策が必要と考えられる箇所を選定するほか、緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

【留意事項】

- ※ 看板や横断歩道設置など対応が限定される場合は、市教育委員会・学校が直接所管部署に対応を依頼します。
- ※ 修繕等で対応できる箇所については、市教育委員会から直接所管部署に対応を依頼します。

(4) 合同点検【実施主体：市教育委員会・学校、道路管理者、警察、市の担当部署】(6～8月)

①実施回数・時期

毎年1回合同点検を実施し、実施時期は6～8月を基本とするほか、必要に応じて実施します。

②点検の内容

学校から改善を依頼された危険な箇所の現場確認及び必要となる対策案を検討します。

③点検の体制

市教育委員会・学校、道路管理者、警察、市の担当部署を基本とし、可能な限り保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。

(5) 対策の検討【実施主体：通学路安全推進会議】(8～9月)

合同点検の結果に基づき、対策が必要な箇所に応じた具体的な実施内容を、関係機関と連携して検討します。

その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策も含め検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう、箇所ごとの対策一覧を作成します。

(6) 対策の実施【実施主体：各担当部署】(9月～)

それぞれの対策について、対策案を踏まえて、市教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう保護者や地域の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み、計画的に実施します。

また、市教育委員会は、冬期間の危険箇所のうち、除雪対応箇所について降雪前に道路管理者へ通知します。

(7) 点検箇所等の公表【実施主体：市教育委員会】(10月)

小・中学校ごとの合同点検結果や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、青森市のホームページで公表します。

(8) 積雪期の対応

積雪期における通学路については、積雪や雪寄せ等による危険箇所が発生した場合に、除雪等による対応が必要になることから、以下の取組を行います。

①学校による安全点検【実施主体：各小・中学校】

学校においては、保護者、地域が連携し、日々通学路の積雪及び雪寄せ等による危険箇所を把握します。

点検の結果、除雪等の対策が必要な箇所があれば、学校が道路管理者及び市教育委員会に除雪要望緊急連絡票を提出します。(様式4「除雪要望緊急連絡票」)

②対策の実施【実施主体：各担当部局】

それぞれの対策について、市教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

③対策効果の把握【実施主体：市教育委員会、各担当部署】(対策実施後)

除排雪等が実施された箇所について、学校から提出される報告書により対策の効果を把握します。(様式3「報告書」)

(9) 対策効果の把握【実施主体：市教育委員会、各担当部署】(対策実施後)

合同点検結果に基づく対策が実施された箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校関係者への聞き取りや、必要に応じて児童生徒等へのアンケート調査等により対策の効果を把握します。(様式3「報告書」)

(10) 対策の改善・充実【実施主体：通学路安全推進会議】(2月)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、関係機関と協議を行い、対策内容の改善・充実を図ります。

4 通学路安全推進会議及び部会の設置

本プログラムの確実な取組を図るため、以下の関係機関、関係部局による「通学路安全推進会議」（以下「推進会議」）を設置し、必要な検討・協議を行ってまいります。また、推進会議の運営に係る「部会」を設置し、専門的事項等について協議します。

市	・青森市教育委員会	文化学習活動推進課	・青森市都市整備部	道路維持課
	・青森市教育委員会	学務課	・浪岡振興部	市民課
	・青森市教育委員会	指導課	・浪岡振興部	健康福祉課
	・青森市教育委員会	浪岡教育課	・浪岡振興部	都市整備課
	・青森市市民部	生活安心課	・青森市小学校長会	
	・青森市こども未来部	子育て支援課	・青森市中学校長会	
	・青森市都市整備部	住宅政策課	・青森市 P T A 連合会	
	・青森市都市整備部	公園河川課		
県	・青森警察署	交通課	・青森南警察署	交通課
	・青森警察署	生活安全課	・青森南警察署	刑事生活安全課
	・東青地域県民局地域整備部	道路施設課		
国	・国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所	道路保全課		

※部会は、関係機関、関係部局の担当者で構成する。

合同点検に係る年間スケジュール

- 4月 : 学校による安全点検（学校、保護者、地域）
- 5月上旬 : 合同点検依頼書の提出（学校）
- 6月上旬 : 合同点検実施箇所の選定・決定（通学路安全推進会議）
- 6月中旬 : 合同点検実施通知（市教育委員会）
- 6～8月 : 合同点検実施（市教委・学校、保護者、地域、警察、道路管理者等）
- 8～9月 : 合同点検実施箇所の対策決定（通学路安全推進会議）
- 9月～ : 合同点検箇所対策案の学校への通知（市教育委員会）
- 9月～ : 合同点検実施箇所への対策の実施（各所管部署）
- 10月～ : 箇所図、箇所一覧の公表（市教育委員会）
- 2月 : 対策の改善・充実（通学路安全推進会議）

【参考資料】学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。